

③ その他経済援助一覧 (令和3年度に募集があったもの)

※ 下記は令和3年度の募集状況を示しております。申請する場合には、当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。

| 附番 | 対象 |      |      | 学部や専攻       | 奨学金名<br>団体名等                         | 助成対象期間  | 助成額   | 出願資格等  | 申請締切                                 | 備考  |
|----|----|------|------|-------------|--------------------------------------|---|---|--|--------------------------------------|---|
|    | 学部 | 修士課程 | 博士課程 |             |                                      |   |   |  |                                      |   |
| 1  | ○  | ○    | ○    |             | 有田市<br>奨学金返還支援助成制度<br>(和歌山県)         | 助成金を受けようとする会計年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間のうちで就業又は起業していた期間(29歳になる年度まで)  | ・左記対象期間における奨学金の返還額の50% (上限12万円)<br>・市内で3年継続して就業・起業の場合 100% (上限20万円)<br>※なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額                              | 次の1~7の条件をすべて満たし、8~10のいずれかの条件に該当する場合、申請することが出来ます。<br>1 大学等に進学し、在学期間中に前条に規定する奨学金の貸与を受けた方<br>2 大学等に進学した方で、認定申請期日までに申請を行う日の属する年度の末日時点で3 おいて満30歳未満の方<br>3 有田市に定住している方<br>4 有田市の市税の納付及び奨学金の返還を滞納していない方<br>5 令和3年4月1日以後に奨学金の返還を始めた方<br>6 奨学金の返還に関し他制度による助成等を受けていない方<br>7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に關係していない方<br>8 就業している方<br>9 起業している方<br>10 個人で農業又は漁業を営む方又はその事業専従者(所得税法第57条第3項に規定する事業専従者をいう。)<br>(注) 次のいずれかに該当する方は、対象外です。<br>・ 国家公務員又は地方公務員として雇用されている方(臨時的任用職員及び会計年度任用職員等(正職員の給料表の適用を受ける者を除く。))を除く。<br>・ 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に正規に雇用されている方       | 令和4年1月11日                            |   |
| 2  |    | ○    |      | 工学・理学・農学・業学 | 山口県<br>高度産業人材確保事業<br>奨学金返還補助制度       | 奨学金返還補助制度の対象者として決定された方が、大学院修了等の後、県内製造業又は県内情報サービス業を有する企業(対象企業)で就業を始めてから12年間のうち、県内製造業で就業した期間を補助の対象とします。ただし、補助の対象とする期間(補助対象期間)は最大6年間とします。            | 補助対象期間の月数÷72×奨学金の返還額(※)<br>※対象者に決定された年の4月から2年間に貸与を受けた金額に限り、<br>※有利子奨学金の場合、利息は補助対象外です。<br>※補助金額は、(独)日本学生支援機構の無利子奨学金の最高額が上限です。        | 次の一から三のいずれにも該当する方が募集対象です。<br>一 応募時点で、奨学金(経済的な理由で就学困難な学生を支援するために国、地方公共団体、大学、(独)日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるものが当該学生に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいい、山口県内での就業又は居住等を要件として返還額の全部又は一部が免除されるものを除く。以下同じ。)の貸与を受けている方又は貸与の申請をしている方<br>二 応募時点で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する方<br>(1) 大学院修士課程(博士課程前期を含み、一貫制博士課程を除く。)の1年生で、工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科(これらに相当する研究科を含む)に在籍<br>(2) 大学の業学部(これらに相当する学部を含む)の5年生で、業学共用試験に合格<br>三 大学院修士課程修了又は大学卒業した日の属する年の翌年の4月末日までに製造業を営む企業(製造業を営む企業が100パーセント出資する非製造業の企業であり、かつ、主として出資者である企業の製品の製造に関する業務を行っているものと認められるものを含む。)の県内の事業所又は情報サービス業を営む企業の県内の事業所で就業することを希望する方 | 令和3年7月30日                            | (参考)<br>県内製造業又は県内情報サービス業で6年間(72ヶ月間)就業すれば、対象となる奨学金の返還額が全て交付されます。 |
| 3  | ○  | ○    | ○    |             | やまがた就職促進<br>奨学金返還支援事業<br>(やまがた若者定着枠) | 助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に県内に居住、かつ3年間就業した場合に助成します。助成金額は、山形県が奨学金の貸与機関に対し、繰上返還として一括で支払います。<br>※就業4年目・5年目に居住・就業の要件を満たさなくなった場合は、県に支援額を返還する必要があります。 | 次のア、イのいずれか低い額を上限として支援します。<br>ア 2万6千円×令和3年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数<br>イ 県内居住・就業から3年経過後の奨学金の返還残額(有利子貸与奨学金の場合は利子分を除く)                         | 次のA又はBのいずれかに該当する方で、かつ1~3すべての要件を満たす方が対象です。<br>A 山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業し、次に掲げる日本国内に所在する大学等に在学している方<br>ア 大学院(修士課程及び博士課程前期も含む)、イ 大学、ウ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)、エ 短期大学、オ 専修学校専門課程、カ 山形県立産業技術短期大学校、同 庄内校、山形県立職業能力開発専門学校<br>B 県内に所在する大学等に在学している方<br>1. 次の奨学金の貸与を受けている方<br>市町村によって対象の奨学金が異なります。一覧表(HP掲載)でご確認ください。<br>ア 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)、イ 日本学生支援機構第二種奨学金(有利子)、ウ 県内市町村が実施する奨学金<br>2. 県内企業等に就業を希望する方又は県内での創業を希望する方(医師、看護師等、介護福祉士、保育士、公務員は対象外となります。)<br>3. 大学等を卒業後13か月以内に、山形県内に居住かつ正規雇用として就業し、その後5年間継続する見込みの方   | 令和3年6月30日                            | (例) 4年制大学の場合：26,000円×48か月=1,248,000円を上限に支援します。                  |
| 4  | ○  | ○    | ○    |             | やまがた就職促進<br>奨学金返還支援事業<br>(産業人材確保枠)   | 助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に県内に居住、かつ3年間就業した場合に助成します。助成金額は、山形県が奨学金の貸与機関に対し、繰上返還として一括で支払います。<br>※就業4年目・5年目に居住・就業の要件を満たさなくなった場合は、県に助成金を返還する必要があります。 | 2万6千円×令和3年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数を乗じた額、又は奨学金の返還残額のいずれか低い額を上限に支援します。<br>・登録企業等に就業しなかった場合、助成金額は2分の1となります。<br>・助成対象者が女性の場合は、上記の額に10万円を加算します。 | 次のA又はBのいずれかに該当する方で、かつ1、2の要件を満たす方が対象です。<br>A 山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業し、次に掲げる日本国内に所在する大学等に在学している方<br>ア 大学院(修士課程及び博士課程前期も含む)、イ 大学、ウ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)、エ 短期大学、オ 専修学校専門課程、カ 山形県立産業技術短期大学校、同 庄内校、山形県立職業能力開発専門学校<br>B 県内に所在する大学等に在学している方<br>1. 次の奨学金の貸与を受けている方<br>ア 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)、イ 日本学生支援機構第二種奨学金(有利子)、ウ 県内市町村が実施する奨学金、エ 技能者育成資金<br>2. 大学等を卒業後13か月以内に、山形県内に居住かつ登録企業等に正規雇用として就業し、その後5年間継続する見込みの方  | 令和3年6月30日<br>(枠に余裕がある場合は2次~4次募集まであり) | (例) 4年制大学の場合：26,000円×48か月=1,248,000円を上限に支援します。                  |

③ その他経済援助一覧 (令和3年度に募集があったもの)

※ 下記は令和3年度の募集状況を示しております。申請する場合には、当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。

| 附番 | 対象 |      |      | 学部や専攻  | 奨学金名<br>団体名等                     | 助成対象期間   | 助成額   | 出願資格等   | 申請締切       | 備考   |
|----|----|------|------|--------|----------------------------------|--|---|---|------------|--|
|    | 学部 | 修士課程 | 博士課程 |        |                                  |  |   |   |            |  |
| 5  | ○  | ○    | ○    |        | 徳島県<br>奨学金返還支援制度                 | 1 助成候補者の認定を受けた方が、県内事業所で正規職員として通算3年以上就業した後に、申請に基づき支援の開始を決定します。<br>2 就業状況に応じて4年目から8年目までの間、各年度、助成金額の1/5を基本に奨学金の返還にあてる費用として交付します。<br>3 3年就業後から毎年就業状況を確認し、正規職員として就業していない期間等がある場合は、1月につき助成金額の1/60を減額します。<br>4 奨学金の返還猶予の承認を受けている期間については、助成金の交付は行いません。 | (1) 日本学生支援機構無利子奨学金又は当該奨学金の貸与基準に準じた無利子奨学金借受総額の1/2 (既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R4. 3. 31時点) のいずれか少ない額) 【上限100万円】<br>(2) 日本学生支援機構有利子奨学金又は (1) 以外に対象と認める奨学金借受総額の1/3 (既卒者については奨学金借受総額の1/3と奨学金返還残額(R4. 3. 31時点) のいずれか少ない額) 【上限額70万円】<br>(1) (2) 両方の奨学金貸与を受けた場合は (1) により算定した額とし、その額が70万円に満たない場合は、合算して70万円を上限に (2) により算定した額を加算します。 | 次の各号のいずれにも該当する方<br>1 日本学生支援機構奨学金等 (徳島県が認めるもの) の貸与を「受けている方」又は「受けていた方 (既卒者にあつては返還残額がある方 (滞納がある場合を除く))」<br>2 徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方 (公務員を除く)<br>3 大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程 (大学等) を令和3年度に卒業 (3月卒業に限る) 又は令和4年度に卒業 (3月以外の卒業も含む) し、卒業した年の9月末までに就業を開始する方 (既卒者にあつては、募集期間が経過した日から令和5年9月末までに就業を開始する方)<br>4 徳島県内に住所を有する予定の方  | 令和3年12月17日 |  |
| 6  | ○  | ○    | ○    |        | 三重県<br>奨学金返還支援事業                 | 【指定地域枠】 大学等を卒業後、就業し、指定地域に4年間居住した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。<br>【業種指定枠】 大学等を卒業後、県内の対象業種に就業し、県内に4年間居住した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。   | ・学生の場合、在学中に借受予定の奨学金総額の1/4にあたる額 (上限100万円)  | (1)対象学年等:学生の場合、申請時に、大学等の最終学年またはその1年前の学年の在学中で、かつ、就業先が決まっていない方。<br>(2)居住地域:<br>【指定地域枠】 指定地域への定住かつ企業・団体への就業を希望する方<br>【業種指定枠】 指定業種のうち三重県内に本社がある企業・団体への就業かつ県内への定住を希望する方<br>(3)対象企業・対象業種:企業・団体で常勤雇用として就業を希望する方または個人事業主等として就業希望する方。ただし、公務員、暴力団関係法人および風俗営業等関係法人への就業者は除く。<br>(4)対象奨学金:日本学生支援機構第一種奨学金 (無利子) またはこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方。既卒者の場合は、申請時に返還中である方。<br>※日本学生支援機構第二種奨学金 (有利子) は対象外<br>(5)年齢:令和3年3月31日時点で35歳未満の方。                       | 令和4年1月28日  | (例) 在学中に借受予定の奨学金総額が400万円の場合 助成金額は、100万円となります。大学等を卒業後、就業し、対象地域に4年間居住した場合に33万円を交付し、8年間居住した場合に残り67万円を交付します。 |
| 7  | ○  | ○    | ○    |        | 京丹後市<br>定住促進奨学金<br>返還支援補助金 (京都府) | 継続して最大10年間   | ・補助対象期間に返還した奨学金額 (元金及び利子含む) で月額3万円以内 (上限36万円/年) を翌年度に交付 (ただし、繰上償還・滞納繰越分は含まない。)  | 次の各号の要件に該当する者を募集対象とします。<br>1 大学等を卒業し、正規雇用の労働契約に基づき就業している者 (国家公務員又は地方公務員として就業している場合を除く。)、継続した労働契約の締結を前提として期間の定めのある労働契約に基づき就業し、1週間の所定労働時間が20時間以上である者又は独立して自ら事業を営む者 (事業を開始している場合に限る。)<br>2 認定申請する初年度の4月1日において、満30歳に満たない者<br>3 認定後の届出をする前までに定住を開始し、引き続き10年以上定住する意思を有する者<br>4 大学等の在学期間に奨学金の貸与を受け、卒業後に奨学金の返還を開始しており、かつ滞納していない者<br>5 市税 (延滞金及び督促手数料を含む。) を滞納していない者<br>6 京丹後市暴力団排除条例 (平成24年京丹後市条例第39号) 第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有しない者 | 令和4年3月31日  | 最大10年間で360万円補助   |
| 8  | ○  | ○    | ○    | 理学・工学系 | 山梨県<br>ものづくり人材<br>就業支援事業         | ・就職した年の翌年度から、借りた奨学金の8分の1を毎年受け取ることができます。<br>・8年以上県内に勤務すれば、全額分の補助を受けることができます。<br>・転勤などで一時的に県外に勤務した場合も、卒業後10年のうち8年間県内に勤務すれば満額が補助されます。   | ・大学等の在学時に、日本学生支援機構の奨学金として貸与を受けた額のうち、卒業前2年間に貸与を受けた額<br>・大学などを卒業した後に県内企業で働いた期間に応じ、卒業前の2年間に借りた奨学金に対して補助を行います。  | ・申込日現在に、大学、大学院、高等専門学校のうち、理学部、工学部若しくはこれらに準ずる学部、研究科等に在学し、次のすべてに該当する学生<br>・県内外の大学、大学院、高等専門学校は問わず、出身地は問いません。<br>一：独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金、第二種奨学金の貸与を受けていること。<br>二：令和3年度卒業予定者は令和4年9月末 (令和4年度卒業予定者は令和5年9月末) までに、山梨県内の機械電子産業 (HP掲載) の企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。<br>三：令和3年度卒業予定者は令和4年4月初日 (令和4年度卒業予定者は令和5年4月初日) を、起点とした10年間に、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する意向があること。   | 令和4年2月28日  | ※補助対象となる2年間の奨学金の額は個人差がありますが、最大で292万円 (大学院生 (博士)) の補助を受けることができます。   |